

新潟高教組

速報

発行所/新潟県高等学校教職員組合
新潟市中央区川岸町2-11/TEL
(265)4151 / F A X (231)1036 /
1部10円(購読料は組合費に包含)

発行人 渡辺 英明

2010年 6月12日
号外

職員健康診断業務について

(全員配布)

職員健康診断に関わる業務はだれがすればいいの？

今、管理職の中に、職員健康診断に関わる業務が養護教員の本来業務であるかのようにとらえて、養護教員に職員健康診断に関わる業務を押しつけようとする動きがあります。本部は養護教員部と連携しながら、下記の指示文書を養護教員部の組合員がいる職場に発しました。しかし、この課題は、養護教員部だけの課題でなく、職場全体の課題であることから、養護教員が組合員であるとなしにかかわらず、分会全体で職員健康診断に関わる業務はどうあるべきか、考えていただきたいと思い、今回赤刷版を配布することとしました。みなさん、一緒に考えてください。そして来年度の職員健康診断に関わる業務が養護教員のみ押し付けられることがないように、職場の体制を整えてください。

【本部が養護教員部の組合員がいる分会に発出した指示文書】

新高教発11-2号
2010年4月30日

分会長様
養護教員様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 渡辺 英明

職員健康診断に関わる業務を養護教員に押しつけさせないとりくみについて

年度初の諸とりくみ大変ご苦労様です。

さて、新高教運動により獲得した大きな成果の1つに、職員健康診断に関わる業務(以下健康診断業務)を養護教員に押しつけることを許さず、管理職の責任で行わせる、というものがあります。新高教がこの運動に力を入れてきたのは、養護教員の本務は生徒の健康を管理することであり、職員の健康を管理する立場にないからです。養護教員も職員の一人であり、健康を管理される側にあります。職員の健康を管理する立場にあるのは管理職であり、実際に職員の健康状態を正確に診断するのは医師です。医師の判断に基づき、管理職は職員の健康状況を踏まえた、業務の割り振りを行わなければならない、そうすることで学校運営がスムーズに動くのです。

しかし、昨年度末以降、養護教員複数配置校の一部の校長が3ヶ月もしくは通年の非正規養護教員に職員健康診断業務を行わせようとしています。これは高等学校校長協会会長の発言(「自分が管理係長時代に、養護教員の複数配置制を導入した。そのとき健康診断業務に就くことを配置条件とした。」)に影響されたものです。そのため、これらの校長には次のような共通する発言がみられます。

- 1) 本年度から養護教員に職員健康診断に関わる業務をしてもらうことに決まった
- 2) 健康診断業務に関わることを前提に養護教員の複数配置がなされている
- 3) 健康に関しては職場内で養護教員が一番詳しく、適材適所の観点からも、養護教員が業務にあたるのが妥当である

などです。

しかし高等学校校長協会会長がそのようなことを考えたとしても、今の管理係にはそのよう

な考えはないことを、以下のとおり確認しています。

【職員健康診断に関する県教委との確認】

- (1) 学校安全衛生委員会を立ち上げる際の県教委通知(別紙1参照)
健康診断は管理職の責任で行う。衛生管理者と同様、押しつけ合いをしないで協力して業務を行って欲しい。 福利課
- (2) 職員が健康診断業務に関わる場合、特に養護教員でなければいけないということはない(養護教員でなければできない、という業務はない 別紙2参照) 福利課
- (3) 健康診断業務に就くことを条件にして複数配置をしているわけではない。

高校教育課管理

以上の県教委との確認を踏まえ、労働安全衛生法の趣旨から健康診断業務に対する本部の基本的な考え方をあらためて示します。

【本部の基本的な考え方】

- (1) 職員健康診断は労安法に基づいて行われているものであり、職員の健康面を管理しなければならない立場にある管理職が健康診断業務に就くのが当然であり、安易に管理職以外の職員(以下一般職員)をその業務にあてるべきでない。
- (2) 「押しつけ合いをしないで」ということは、了解を得てということであり、一般職員を一方的に健康診断業務につけさせることは通知違反である。
- (3) 一般職員が協力する場合があるとしても、養護教員でなければならないということはない。養護教員も一般職員の一員であり、管理職により健康を管理される側にある。
- (4) 一般職員が協力できる業務内容は限定されている。特に健康診断結果をから得られるデータに携わる業務は、プライバシー保護の観点から養護教員を含む一般職が就くことは認められない。

上記にある経過、県教委との確認、本部の基本的な考えを踏まえて、各分会は以下をとりくむよう指示します。

- (1) 養護教員に健康診断業務を当てた(当てようとしている)校長に対しては、
 - ① 【職員健康診断に関する県教委との確認】の確認(校長が疑義を述べた場合は、県教委に確認させる)
 - ② 校長協会は任意団体であることの確認
 - ③ 本部の基本的な考え方(1)~(4)の申し入れを校長交渉でおこなう。
- (2) 養護教員の複数配置校で校長の動きが不明な分会は、校長から職員健康診断に関わる業務に就くよう話があったかどうか、養護教員に確認すること。もし、あった場合は、(1)と同じ内容で校長交渉を行うこと。
- (3) (1)および(2)に関するとりくみ内容を別紙「職員健康診断に関わる業務を養護教員に押しつけさせないとりくみ報告」にて本部に報告すること。

尚、(3)の報告は5月16日(日)に開催される養護教員部幹事会の資料にと考えていますので、急で申し訳ありませんが5月14日(金)までをお願いします。



教福第 268 号
平成 20 年 1 月 25 日

県立学校長様

福利課長

労働安全衛生法に基づく衛生管理者の選任及び安全衛生委員会の設置
について（通知）

県立学校における安全衛生管理体制の整備促進について、日ごろから格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

この度、懸案事項であった衛生管理者の選任及び安全衛生委員会の設置について、新潟県高等学校教職員組合執行委員長と別紙のとおり合意しましたので、お知らせします。

この合意に基づき、安全衛生管理体制が未整備の学校については、今年度中に衛生管理者の選任、安全衛生委員会の設置等を行ってくださるようお願いいたします。

なお、新潟県高等学校教職員組合本部から分会へ発出される文書を参考までに送付します。

高校組本部から分会へ発出される文書

（学校労働安全衛生体制確立協議に係る県教委回答）

2008.1.9

1 衛生管理者の選任について

(1) 衛生管理者が未選任の学校について

福利課としては今までの経緯から原則教頭とは言えない。しかし、安全衛生管理体制の確立が進まない原因が衛生管理者の選任にあることを認識し、1月に未選任の高校に対し以下のとおり指導する。

① 学校の労働安全衛生に関する業務分担については、選任後の業務がうまく行くよう円滑な決定を行って欲しい。福利課では、個々の学校での決め方まで言及することはない。衛生管理者の選任について、本来は有資格者をお願いしたいが、学校の事情で決められない場合は教頭がやってもやむを得ない。いずれにしても、選任時に本人の同意が必要であるし、選任後は学校での協力体制が必要と考えている。

② 上記指導によって教頭が受任することになったが、教頭が無資格の場合、資格を取得するまでの間、安易に特定職種に業務分担させない等、複数の有資格者から適任者を選任し、衛生管理者として報告して欲しい。上記の措置をとった学校では、安全衛生委員会の立ち上げが可能となるが、教頭が資格取得するまでの間、各学校の事情により立ち上がらないこともあり得る。教頭の資格取得後に交替することを同意状況報告書に記載してもよい。

③ 上記の指導は高校教育課にも伝える。また、校長協会にも説明する。

(2) 衛生管理者が既に選任されている学校について

（衛生管理者の転勤や、校内分掌編成の事情によって、その体制の見直しをすることはあり得るか）
一般論として、学校の事情で衛生管理者（推進者）が変わることはあり得る。その際も、選任後の業務がうまく行くよう円滑な決定を行って欲しい。

2 職員の健康診断について

健康診断は管理職の責任で行う。衛生管理者と同様、押し付け合いをしないで協力して業務を行って欲しい。

3 健康診断票の管理及び書式・項目について

健康診断票の管理は既に本人保管となっている。健診はほとんどが法定項目のため書式・項目を現時点で変えることはできない。しかし、問題が生じた場合は協議する。

4 同意状況報告書について

労安体制確立の合意を踏まえ、様式を地公労合意のものに戻す。

5 「運用経過」の学校完結の部分

学校の労働安全衛生体制の確立により、県の総括安全衛生委員会を立ち上げ、各職場で発生する共通の課題を話し合うことは、県立学校安全衛生管理規程の趣旨から有益と考える。

新潟高教組

速報

発行所 / 新潟県高等学校教職員組合 / 新潟市川原町2-11 / TEL (285)4171 (1部10円 (購読料は組合費に包含))

発行人 荻野 喜夫
編集人 若月 紘一

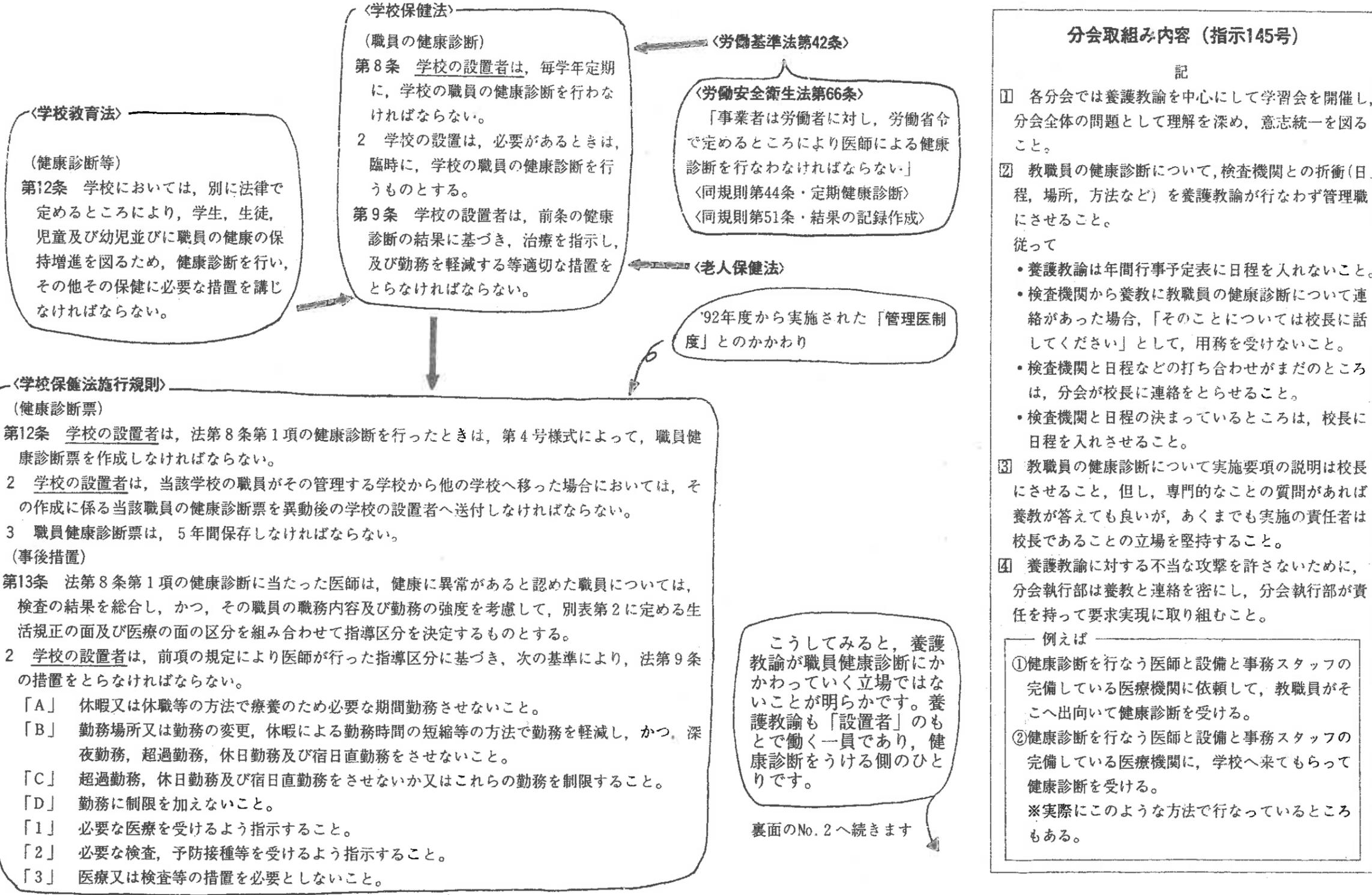
1993. 1. 20

No. 59

教職員の健康診断

教職員の健康診断は校長の責任でおこなわせよう。

職員健康診断を解剖してみました



〈学校教育法〉

(校長・教頭・教諭その他の職員)

第28条

- ③ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ④ 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ⑤ 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。
- ⑥ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑦ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

● 職員の健康管理の基盤となる健康診断を「分掌」として管理職でない私達が引き受けられますか??

(6) (校務の分掌)

イ 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する(学校教育法第28条第3項) ことになっているが、校務には、おおむね次のようなことが含まれる。

すなわち、

・教育課程、生徒指導等の管理、職員の管理、学校施設設備の管理及び学校事務の管理に関すること。

・前各事項のほか、職務上委任または命令された事項に関すること。

等である。したがって、校務には、正規の事務職員が行なう事務だけでなく、公共的な教育作用としての教師の事務も含まれると考えている。

ロ この規則では、校務を行なう上に必要な分掌規程は校長の責任で定めることになっているが、校務の分掌については、絶えず反省と検討がなされその適正が期せられなければならない。

(第29条第1項、第49条第1項)

ハ 校長は、その年度における職員の校務分掌を定め、教育委員会に届け出なければならない。

〈新潟県立学校管理運営に関する規則の施行について〉

もちろん、養護教諭以外の「職員」も受ける立場にあり、する立場ではありません

'92. 11. 25 対県交渉の折、保体課長は「学保法の学校保健計画のところにも書かれていることなので、是非ご協力を…」と何回も言っておいででした。確かにここには明記されていますが

〈学校保健法〉

(目的)

第1条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

参照・学校法12

(学校保健安全計画)

第2条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

○学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について

(昭和33. 6. 16 文体保第55号各都道府県教育委員会、各都道府県知事あて 体育局長通達)

[最終改正] 昭和61年4月1日文体保第105号

学校保健法および同法施行令の施行については、6月16日付文体保第54号文部事務次官通達をもって御了知のことと存じますが、なお法、施行令および施行規則に実施基準の定めのない事項については、下記を御参照の上、各地方各学校の実情を考慮して、同法の円滑な運営を図られるようお願いいたします。

なお、都道府県の教育委員会においては管下各市町村当局に対して、都道府県知事においては所管の私立学校に対して、この旨を御示達下さるようお願いいたします。

1 学校保健計画について

(一) 学校保健計画は、学校保健法、同法施行令および同法施行規則に規定された健康診断、健康相談あるいは学校環境衛生などに関する具体的な実施計画を内容とするはもとより、同法の運営をより効果的にさせるための諸活動たとえば学校保健委員会の開催およびその活動の計画なども含むものであって、年間計画および月間計画を立てこれを実施すべきものであること。

(イ) 年間計画は、おおむね次に掲げる事項についての時期、準備、運営等に関する具体的実施計画とすること。

- (1) 法第6条の児童、生徒、学生および幼児の定期または臨時の健康診断
- (2) 法第7条の健康診断の結果に基づく事後措置
- (3) 学校における伝染病および食中毒の予防措置
- (4) 学校の環境衛生検査
- (5) 学校の施設および設備の衛生的改善
- (6) 大掃除
- (7) 夏季保健施設の開催
- (8) その他必要な事項

(ロ) 月間行事は、おおむね次に掲げる事項についての具体的実施計画とすること。

- (1) 法第11条の健康相談
- (2) 学校内の清潔検査
- (3) 児童、生徒または幼児の身体および衣服の清潔検査
- (4) 体重の検査
- (5) 学校保健委員会などの開催および運営
- (6) その他必要な事項

(二) 学校保健計画を立て、および実施するにあたっては、学校保健委員会の意見を聞き、また学校における保健管理と保健教育との関係の調整を図り、いっそう成果のあがるように努めることが必要であること。

(三) 学校保健計画の実施にあたっては、学校の職員の責任分担を明確にし、その円滑な実施を図ることが必要であること。

しかし、ここには、学校保健年間計画の具体的な項目としては、現われていない??

??

新潟高教組

速報

発行所/新潟県高等学校教職員組合/新潟市川岸町2-11/
TEL (265)4151 1部1円(送料は組合費に包含)

発行人 荻野 喜夫
編集人 石山 稔

1992. 3. 21

No. 61

教職員の健康診断

責任放棄の県教委——教職員の健康診断は県教委の責任で行なえ

教職員の健康診断は県教委・校長の責任で行なわれなければならない

学校保健法第8条では「学校の設置者は……健康診断を行わなければならない」として設置者の責務を定めています。したがって教職員の健康診断計画や必要な条件整備を県教委・校長は行わなければならない。

日程設定、検査機関の選定・交渉、会場設営、診断業務、健康診断票の作成・保管など必要な作業を校長の責任で行わなければならない。難しいことはありません。技術・事務スタッフの整っている検査機関に業務委託すれば済むことです。教職員(養護教諭も含めて)は充実した健康診断を受ける権利があり、安全で健康的な職場で働く権利があります。

ところで最近、登校しても教室へ行かないで保健室へ向う生徒や保健室に逃げ込む生徒が増えています。又、養教の中には「自分がいないと保健室へ来る生徒が心配で学校を空けることができない」という状況があります。従来のケガや病気への対応に加え保健指導は多様化しています。大規模校や「低学力校」教育困難校といわれるところでは養教の負担はますます増加しています。一刻も早く、養教の複数配置や標準法通り定時制にも養護教諭を配置すべきです。

私たちは「教職員の健康診断」を養護教諭や他の教職員に押しつけないで、法律通り県教委・校長の責任で実施させることを要求しているに過ぎません。本部・分会一体でこの運動を強化して安全で健康的な職場を実現しましょう。

今後分会として

- ① 実施の責任者(主体)は校長であることの立場で堅持して運動をすすめる。
- ② 検査機関との折衝、日程・学校行事への組みこみ、実施要項の説明などは校長にさせる。



1992年1月17日

新潟県教育委員会
教育委員長 佐藤起子殿

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 荻野 喜夫

記

- (1) 職員の健康診断にかかわる業務を養護教諭に押し付けないこと。
- (2) 職員の健康診断にかかわる業務を養護教諭に押し付けている現状を改善するための具体的方策、改善計画を明らかにすること。

3・10対県教委交渉

具体的改善計画も提示できない無策の回答

—法令違反の「お願いします」は拒否—

- ① 職員の健康診断は設置者が行なうことである。従って校長の責任でやらなければならない。
- ② 実施するにあたっては、保健部や養護教諭をお願いしている。
- ③ 養護教諭にのみ負担をかけることのないようにしたい。

問題点

- ① 校長の責任で行なわれなければならないにもかかわらず、教職員にその業務を押しつけている。
- ② 予算などが必要ならば設置者の責任で措置しなければならない。

※養護教諭の本務

[学校教育法第28条(7)]

養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

※職員の健康診断

[学校保健法第8条]

学校の設置者は、毎学年定期に学校の職員の健康診断を行わなければならない。

新潟高教組

速報

発行所 / 新潟県高等学校教職員組合 / 新潟市川岸町2-11 / TEL (265)4151 / FAX (231)1036 / 1部10円(購読料は組合費に包含)
発行人 有坂 勝
編集人 小竹美千子

2000. 4. 9

No. 4

養教の複数配置と 職員の健康診断問題

法令を無視する県教委

「職員の健康診断」受任を条件に養教の複数配置15校

～「受任拒否なら配置しない」と脅迫（管理係長）～

～定数改善を悪用して利益誘導でゴリ押しを図る高校教育課～

1. 経 過

2001年度予算が3月末に成立し、第6次公立高等学校教職員定数改善計画(2001年～2005年までの5カ年計画)がスタートします。主な改善事項は次のようになっています。

- ① 学科や教科の特性に応じた指導者の充実(習熟度別授業, 少人数授業, 中高一貫校, 総合学科, 単位制)
- ② 円滑な学校運営(「教頭」複数配置, 養護教諭等定数, 事務職員定数)
- ③ 障害児学校
- ④ 研修等定数

今回の標準法改定で7,008人, 2001年度分として1,402人の定数改善となっています。このうち, 養教の定数改善は, 「生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校への加配」(生徒数801人以上)として1,075人, 2001年度215人改善となっています。

高校教育課は3月22日, 15校の複数配置を明らかにしました。わたしたちは, 該当校を明らかにするよう要求しましたが, 次の理由で明らかにすることを拒否しています。

- ① 養教が職員の健康診断業務を受任することを条件に, 該当校を選定する。
- ② 該当校を明らかにすることによって, 高教組が潰しに動くので明らかにしない。

わたしたちは, 配置基準を逸脱した, 不当な当局を厳しく追及し, 抗議をつけています。本部は独自に調査を行い, 次の15校を確認しています。

【2001年度新規複数配置】() 学級数

- i 12ヵ月の22条職員対応……………3校
 - ①新潟東工業 (18) ②新津工業 (14) ③長岡工業 (27)
- ii 3ヵ月(4月～6月)の臨時職員対応 ……13校
 - ①新潟 (30) ②新潟中央 (33) ③新潟南 (31)
 - ④新潟商業 (30) ⑤新発田 (27) ⑥新津 (27)
 - ⑦三条 (28) ⑧長岡 (33) ⑨長岡向陵 (27)
 - ⑩栃尾 (18) ⑪十日町 (25) ⑫高田 (24)

【2000年度複数配置の状況】() 学級数

- i 12ヵ月の22条職員対応……………8校
 - ①新潟向陽 (21) ②黒埼 (14) ③巻農業 (12)
 - ④新発田南 (29) ⑤水原 (23) ⑥豊栄 (21)
 - ⑦加茂農林 (18) ⑧長岡大手 (33)

2. 問 題 点

定数改善・養教の複数配置は, わたしたちの運動によるものですが, 次のような問題があります。

- ① 学校教育法に違反して, 養教の本務でない「職員の健康診断」を, 養教に押し付けていること。

●学校教育法28条7項

養護教諭は, 児童(高校では生徒)の養護をつかさどる

- ② 学校保健法など, 法令に違反して, 学校の設置者責任・事業者責任を放棄していること。

●学校保健法第8条(職員の健康診断)

学校の設置者は, 毎学年定期的に, 学校の職員の健康診断を行わなければならない。

●労働安全衛生規則第44条(定期健康診断)

事業者は, 常時使用する労働者に対し, 1年以内ごとに1回, 定期的に, …医師による健康診断を行わなければならない。

- ③ 「職員の健康診断は, 校長の責任で行うこと」を確認した保体課長, 福利課長回答に違反していること。

- ④ 本務外業務を押し付けられることによって、「生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校への加配」の趣旨を損なうおそれがあること。
- ⑤ そのやり方も、公務員の職権を濫用した利益誘導、教育の私物化を図るものであること。
 ・私物化その1.「職員の健康診断を条件にして該当校を選定している、拒否ならつけない。」
 ・私物化その2.「組合に該当校を明らかにすると、潰しにかかるからしない。」

3. 当局の狙い

当局の狙いは、養教の複数配置を契機に、臨時職員という不安定な立場につけ込んで、職員の健康診断をおこなわせ、将来的には、正規養教に「職員の健康診断」のみならず、衛生管理者を押し付けて、「労安体制」を立上げることにあります。ここをしっかりと見抜いて、いっそう取り組みを強化していかなければなりません。

4. 今後の取り組み

(1) 養教とともに、分会全体で次の取り組みを強化する

- ① 教職員の健康診断に関する文書類は、一切養教に渡したり、保管させたりしない。
- ② 検査機関との打ち合わせをはじめ、職員の健康診断に関わる業務を一切養教にさせない（例えば、検査機関との打ち合わせ、健康診断の計画・立案、当日の準備・連絡業務・当日の後かたづけ、検査結果の配布、検査票への記入等）
- ③ 臨時職員である養教の任期切れのとき、引継は「教頭」が行う。

(2) 正規の養教は、次のことをに留意して対応する。

- ① 職員の健康診断についての臨時の職員である養教からの質問は、「職員の健康診断業務は養教の仕事でない」ことを説明して、管理職におこなうようにする。（親切心で養教や一般職員が答えることをしない）
- ② 書類など一切の書類の受け取り、保管をしない。（親切心で一時預かりなどは絶対にしない）

5. 4月4日の養護教員部臨時総会で報告された現場校長の対応

A校: 校長から、「養教が複数配置になる予定なので、職員の健康診断をあなた（養教）がやるように」といわれた。断ったら「複数配置はない」と言われた。その後、自宅に電話があり、県から「複数配置になった、新しい人に職員の健康診断をやってもらうことにした」と言われた。校長交渉でも「養教はやらなくてもよい」と確認した。

B校: 校長から加配の調査があり、「是非欲しい」と言ったら、決定の通知が来た。「加配の人には、6月まで職員の健康診断をやってもらうが、7月からは、残った人がやるように」と言われたが断った。

C校: 校長から「今年度から職員の健康診断もやってください」と言われたが、その後何も言われない。（臨時の養教に受任させたものと思われる）

D校: 校長から、「複数配置は、いつでも切れる、新潟・長岡は衛生管理者も受けてやっているのに、なぜ、あなたはできないのか」と厳しく言われた。（脅迫と受け取った）

資料 (IX)

新潟県立学校職員安全衛生管理規程及び運用通達に係る意見交換の経緯等について

- I 意見交換の日時、出席者 } 略
 II 意見交換の経緯

以上のような経過から協議し、確認した項目は整理すると別紙Iのとおりである。

1997年 9月 30日

新潟県地方公務員労働組合共闘会議 事務局長 北島信博

新潟県教育庁福利課 課長 中嶋勝俊

新潟県立学校職員安全衛生管理規程及び通達に関する協議・合意事項

- 1 規程第9条(衛生管理者又は衛生推進者)の選任にあたっては、特定の職種・個人へ強制するものではない。また、有資格者の同意者及び資格取得者のいない学校では強制しての選任は行わないものとする。
- 2 規程第10条 衛生管理者又は衛生推進者が行う業務は、安全衛生管理者及び学校総括安全衛生管理者の責任において行うものとする。
- 3 規程第10条(3)「健康診断の実施に関すること」については、労働安全衛生法第66条及び学校保健法第8条によって職員の健康診断は、設置者である県と管理者である校長の責任で実施するものである。なお、実施に当たっては、地公労各単組と所管課(福利課)との間で、この間の経過を踏まえ、合意のうえで実施する。
- 4 通達15 健康診断の受診については、安全衛生管理者の責任により受診できないことのないよう措置するものとする。また、公務災害申請者(被災者本人)が事情により健康診断を受診していなかった場合は、勤務実態・事情についての意見書を提出するものとする。
- 5 規程第32条(指導区分の決定)については、労働安全衛生法第66条の2及び学校保健法施行規則第13条1項及び2項により健康診断にあたった医師が指導区分を実質的に決定するものとし、学校管理者はその医師が行った指導区分に基づいて必要な措置を取るものとする。
- 6 規程第36条(記録管理)については、個人管理とする。なお、記録管理に当たっては、地公労各単組と所管課(福利課)との間で、この間の経過を踏まえ、合意のうえ管理する。
- 7 通達12(4)「安全衛生委員会は正規の勤務時間に開催することとし」について、衛生委員会の委員の業務が加重になり本来業務に支障を来す恐れがあるときは、校長の責任において是正する。また、衛生委員会の委員が規程第10条による業務中に本来業務に事故があったときは、その責任は校長にある。
- 8 規程及び通達は、県教育委員会と地公労及びその構成単組との合意を得て実施するものである。また、合意が得られない場合は、引き続き双方誠意をもって話し合いを行い問題解決に当たるものとする。

なお、実施に当たって疑義が生じたときは、双方誠意をもって話し合いを行う。

4 学校委員会の任務は、「意見を述べること」

安全衛生管理規程の第17条・第23条で「委員会は、教育長（校長）に意見を述べるため、学校総括安全衛生委員会（学校委員会）を置く」と規定されています。労安法でも「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない（法18条）」という根拠で設置されており、具体的な業務をおこなう機関ではないことをおさえておく必要があります。

「県委員会」……職員の安全と健康を確保するための総括的な重要事項を調査審議し、教育長に意見を述べる。

「学校委員会」……前述（P7）の規程（第23条第3項）

第23条

3 学校委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、校長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

5 衛生管理者の任務は…

「労働安全衛生法」では以下のように職務内容が定められています。

名称	労働安全衛生法に規定された職務内容
総括安全衛生管理者（校長）	1. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること 2. 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること 3. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること 4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること 5. その他労働災害を防止するため必要な業務
衛生管理者	1. 労安法第10条第1項各号の業務（総括安全衛生管理者の職務の項を参照）のうち、衛生に係る技術的事項の管理（労安法第12条第1項） 2. 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあれば、健康障害防止の措置を講ずる。（労安則第11条第1項） 具体的事項（昭47.9.18 基発601の1） ① 健康に異常のある者の発見及び処置 ② 作業環境の衛生上の調査 ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善 ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検整備 ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項 ⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成 ⑦ 共同作業場における衛生措置 ⑧ 衛生日誌等職務上の記録の整備

「新潟県立学校職員安全衛生規程」では以下のように職務内容が定められています。

名称	新潟県立学校職員安全衛生規程に規定された職務内容
安全衛生管理者（校長）	衛生管理者又は衛生推進者を指揮し、学校における次の業務を管理するとともに、学校総括安全衛生管理者の指示する業務を管理しなければならない。 1. 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること 2. 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること 3. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること 4. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること 5. 前各号に掲げるもののほか、職員の安全衛生に関すること
衛生管理者	次の各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。 ① 職員の健康障害を防止するための措置に関すること ② 職員の衛生のための教育の実施に関すること ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること ④ 前各号に掲げるもののほか、職員の衛生に関すること 衛生管理者又は衛生推進者は、職場を巡視し、衛生状態等に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

上の表に記載されている通り、衛生管理者の任務は大変です。しかも、衛生管理者になるためには、衛生管理者試験を受けて国家資格を取得する必要があります。ところが、養護教諭や保健体育科教諭は大学の専攻の関係で資格を取らなくても衛生管理者になれるという規定（みなし規定）があったため、県教委・校長は「渡りに船」といった感じで、養護教諭や保健体育科教諭に対し衛生管理者を押しつけるという対応をとりました。また、選任されて県教委に報告されているのに「職場は知らない」という形式的・都合主義的管理職も現れました。これでは私たち働く者の生命や健康を守ることにはなりません。地公労は、

衛生管理者の選任にあたり「同意状況報告書」の提出とセットで行うこととして1997年に労安体制の立ち上げに合意しています。それは「強制・押しつけ」の圧力をできるだけ排除するためのものでした。現在も「同意状況報告書」を提出することになっています。分会もこのことを理解した上で、「強制・押しつけ」が行われないようとりくむ必要があります。

県教委のこうした形式的な対応に対して、「使用者の責任で労働者の健康管理を行なうべきであり、衛生管理者は当然管理職が担うべき」「養護教諭の任務は、「児童・生徒の健康をつかさどる」ことであり、養護教諭も一労働者に過ぎない」といった観点から、新高教は「組合員は衛生管理者にならない。教頭に受任させる」方針でとりくみを進めました。とりくみの結果、県教委と一定整理することができました。今後、人事異動等の学校事情で衛生管理者が交代する際に、教頭に受任させていく必要があります。一方、この間県教委は、衛生管理者資格取得のための講習会参加料等を予算化し、着実に教頭等の資格取得が進んでいます。しかしながら、人事異動などにより資格を持った管理職がいなくなるという事態も生じます。そうした際には、教頭を年度中に衛生管理者資格を取得させるというとりくみを行いながら「資格取得見込」で対応することが必要です。

さらに、学校委員会と衛生管理者の業務は明確に区別されているので、「学校委員会のメンバーなのだから…」といった理由で、職員健康診断の業務を安易に手伝わせたり、書類の作成を命じたりすることはできません。健康診断は管理職の責任で行われることが当然であり、新高教のこれまでのとりくみによりほとんどの学校では、健康診断業務は管理職によって行われています。このこともきちんと年度当初の学校委員会できちんと確認しておく必要があります。

また、10年程前に新高教でも「衛生管理者には罰則規定がある」として議論になりましたが、確かに労安法第120条では罰則が定められており、その対象は、違反した事項によって事業者（県教委・校長）あるいは行為者となっています。しかし、罰則はその違反の内容の重大性によって異なりますが、ほとんどの罰則は事業者に科せられるものです。衛生管理者の任務中の行為が処罰の対象となる場合は、著しくその業務を怠った場合や、職務上知り得た個人の秘密を漏らした場合などに限られています。

新高教調査によれば、2007年度の労安体制は次のとおりです。

(1) 衛生管理者の選任が必要な学校	77校
① 衛生管理者が選任され、労安体制が立ち上がっている	42校
② 衛生管理者が選任されているが、労安体制は立ち上がっていない 選任されている者の内訳（保体教員27人、養教19人、その他16人、教頭10人）	20校
③ 未選任校	15校
(2) 衛生推進者の選任が必要な学校	38校
衛生推進者が選任されている学校	38校
選任されている者の内訳（保体教員7人、養教12人、その他7人、教頭12人）	

II 学校委員会の実働化に向けて

1 委員の選任ルールを確立しよう

新高教は、労安体制の立ち上げについて県教委と合意に達した（2008年1月9日）ことを受け、今後は、各学校で分会がきちんと関わりながら実効ある労安体制の確立に向けてとりくんでいくことが求められます。その第一歩として、学校委員の推薦を行う必要があります。規程には「学校委員会の委員は、校長が指名する。ただし、第4項第1号に規定する委員以外の委員の半数については、職員の過半数で組織する職員団体があるときにおいてはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名するものとする」とあります。

学校委員会の委員の推薦については、高校は新高教、技労組（学校技術員）、県職労（事務室）と3つの組合があるので、十分に連携を図りながら進めていく必要があります（例えば、推薦する委員の内、2人は分会員、1人は技労組、1人は県職労からとするなどが考えられます）。

